千葉市人事考課に関する苦情相談実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、人事考課の対象となる職員の人事考課等に関する苦情相談について、必要な事項を定めるものとする。

（苦情相談の対象）

第２条　苦情相談の対象となる事項は、次に掲げるとおりとする。

（１）人事考課の手続きに関する苦情相談

（２）人事考課の結果に関する苦情相談

（３）人事考課制度に関する一般的な苦情相談

（苦情相談の申出方法等）

第３条　前条第１号及び第２号に規定する苦情相談は、人事考課結果通知を受けた日から１５日以内に、千葉市人事考課実施要綱第５条に規定する調整者（以下「調整者」という。）に対して、人事考課等に関する苦情相談申出書（別記様式第１号）により申し出るものとする。ただし、調整者に直接申し出しにくい事情があるときは、人事課を経由して申し出ることができる。

２　前項の規定による苦情相談の申出を受けた調整者は、必要に応じて苦情相談を申し出た者（以下（申出者）という。）及び千葉市人事考課実施要綱第５条に規定する考課者から事情を聴取し、申出者への説明及び考課者への指導を行うなど適切な措置を講じるものとする。

第４条　第２条第３号に規定する苦情相談は、人事課に申し出るものとする。

２　人事課は、前項の規定による苦情相談の内容を審査し、適切な措置を講じるものとする。この場合において、申出者に対し、当該措置の内容を説明するものとする。

（結果の通知）

第５条　第３条第２項の調整者又は人事課は、申出者に対し、苦情相談を受け付けた日から１５日以内に、同項又は前条第２項の規定による措置の結果を、人事考課等に関する苦情相談結果等通知書（別記様式第２号）により、通知しなければならない。

２　申出者は、前項の調整者による通知の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日から１５日以内に、人事課へ直接苦情相談を行うことができる。

（不利益取扱いの禁止）
第６条　職員は、苦情相談の申出を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

（委任）
第７条　この要綱に定めるもののほか、苦情相談の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附　則
この要綱は、平成１９年１０月１２日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２２年１２月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２３年１２月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

人事考課等に関する苦情相談申出書

申出日　　年　　月　　日

受付日　　年　　月　　日

（受付日は、調整者又は人事課で記入）

<table>
<tr><td rowspan="2">申　出　者</td><td>所　属</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>職　名</td><td></td><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td>相 談 区 分</td><td colspan="4">□　①考課の手続きに関する苦情相談
□　②考課の結果に関する苦情相談
□　③考課制度に関する一般的な苦情相談　　※該当する区分を■にする</td></tr>
<tr><td>苦情相談の
具体的な内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>連　絡　先</td><td colspan="4">【職場、携帯、自宅、その他】のうち、希望する連絡先に〇を付ける。
電話番号　　－　　－
※希望する時間帯等があれば記入してください。
（　　）</td></tr>
</table>

※申出書の提出先は、相談区分①及び②については調整者、③については人事課となります。

様式第２号（第５条関係）

人事考課等に関する苦情相談結果等通知書

通知日　　年　　月　　日

○　○　○　様

○　○　○　長

令和　　年　　月　　日付けで申出のあった苦情相談に関する結果について、千葉市人事考課に関する苦情相談実施要綱第５条の規定により、次のとおり通知します。

申　出　者	所　属			
	職　名		氏　名	
苦情相談に対する判断及び判断に至った経過・理由等				
指示・指導の内容等				